

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第7回）

日時 平成23年7月8日（金）14時～16時30分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、岡本委員、立野委員、
中村委員、橋本委員

[意見交換出席者] 総山副知事、岸本秘書長

(大阪府：審議会事務局) 岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 1名

(議事概要)

○行政委員報酬についての意見交換（資料番号1～5）

(事務局から配布資料についての説明)

(意見交換要旨)

- ・ヒアリングで職務上最も配慮している事項について聞いたが、本来の使命である行政の中立性を述べたのは、労働委員会だけであった。
- ・委員会毎の違いがよく分かった。日額を基本に考えるべきだが、日額化した県でも監査委員会や公安委員会はできていないところもあり、考えを決めかねている。
- ・日額化する場合に、横並びにするのかどうかが出発点となる。
- ・委員就任を受諾される人は、月額か日額かあるいは金額がどうかということは関係なく、ある意味、名誉職ではないか。府の収入に見合った報酬額に変えていくべきで、好転すれば見直すということで、現在の財政状況からすると下げざるを得ないのでは。
- ・従来から財政健全化の視点からも議論してきたところであり、重要なポイント。
- ・委員会一律ではなく、個別に見ていくべきでは。特別な場合を除き、日額が原則。
- ・行政委員の専門性のレベルはどうか。各種審議会の委員報酬は高くないが、専門性は高いのでは。
- ・海区委員からの説明が印象に残っている。報酬額の多寡に関わらず、誇りを持って従事している。多くは本業がある中で委員に就任しており、報酬についての考え方を統一できないかと思っている。
- ・全ての委員会が一律ということではなく、個別に見るべきでは。日額を基本に見ていくべきで、専門性をどのように見るかについて今後、議論すべき。
- ・海区委員の発言は感動的であった。行政委員の活動内容を審議会として軽重をつけるのかどうか。高い志を持って業務遂行されているように率直に感じた。
- ・個別方式がやや優勢だが、個々の委員会についてはどうか。
- ・特別な場合を除き、どの委員会も本来は一律日額ではないか。
- ・専門性や多忙性のことから考えると、委員会間で若干の相違があるのは事実。場合によっては、併用や月額も考えられるのではないか。
- ・専門性を追求するなら、その質や選任の方法まで遡る必要があり難しい問題。
- ・日額や月額にする判断基準のポイントとして、専門性と多忙性を考えるということ

だが、多忙な部分については日額にすることで、差が明らかになるのでは。多忙なので、月額にするのはどうかと思う。

- 仮に日額制にする場合、事前準備の部分まで含むのかどうかの線引きが必要。
- 専門性についてだが、偏っている委員会もあったと思う。今後は、多様な分野の意見を取り入れていくことが重要になってくるのでは。
- 民間的な発想だと、多忙であれば上限を決めてしまうと思う。だから月額にしてしまうということかなと思う。Max（上限額）を決めるという意味から、月額はありかなと思う。
- 単純に労働に対する対価ではないというのは共通した認識。決して青天井にはならない。
- 事前準備についてだが、他の審議会委員などの経験もあるが、その部分についてカウントされた例はなかった。そのような部分は報酬に折り込み済ということでは。
- 個々、委員の活動は立派なものであり、それ相応のものを用意すべきであるが、前提条件として財政状況がそれを用意できるだけのものではない中でどうすべきか。
- 市の教育委員も経験したが、これだけ報酬をもらえるのかと思った。極端な話、実費というところまで落としてしまえばどうか。
- 青森県では、2010年4月から（月額、日額併用制を導入し、月額報酬部分を従来の額から）半減した。また、静岡県では、2010年4月から月額を日額に変えて、委員会によって6.4日～1.7日分で支給しており、これは専門性よりも業務の繁閑で差が出ているもの。
- 委員会毎で報酬額に差があるが、一律にして問題があるのかどうか。一律にすることは不可能なのか。実費弁償という感覚から言うと、一律でもいいのでは。
- 東日本大震災を受けて、とりわけ湾岸部を擁する府としても緊急に予算を組む必要が出てくる。緊急時における報酬をどのように考えるか。
- 仮に我々の報酬が半額になったとしても、我々は同じ志でこの審議会の職責を全うすると思う。他府県の報酬額は参考にしつつ、我々として考えるのは、シンプルで低い金額でもいいと思う。
- 府の経常収支比率や実質公債費比率は非常に厳しい。委員には、ある程度、ご不便を甘受していただいて、財政が好転すれば見直すということではどうか。
- 今の危機的な財政状況に至った原因についてもこの間、聞いてきたが、それを全て現在の行政委員に押し付けるのはどうか。ムダなものは削るべきだが、必要なものは措置していくべきでは。行政の場合、継続性や委員のなり手の問題もあるので、その部分は考慮すべきでは。
- 民間企業は財政の悪化に対してスピーディーに対応する。行政もそのようにすべきでは。民間だと潰れてしまう。委員には、地域行政に貢献したい人になってもらうべき。
- 報酬の水準決定にあたっては、長い間措置するのではなく、1回の任期である3～4年を前提として答申を出せばどうか。

○ヒアリング（意見交換）の実施〔知事、副知事の業務〕（資料番号6）

（岸本秘書長からの説明要旨）

- 知事の業務のうち、府議会関連については、府の政策、施策、予算等の大方針あるいは考え方について、行政のトップとして議員の方々と密度の濃い議論をしていく。施策全般・広範囲であり、相当大きな責任を伴う判断をしていくことになる。
- また、庁内活動では、戦略本部会議や個別の部局との打ち合わせ等が多く、財政状況を踏まえ一般職では行い難い大きな判断を下している。報道対応は、毎日、登庁時の立ちインタビューの対応や主要な行事終了後にぶら下がりということで対応。そのほかにも、週1回、1時間半から2時間程度の定例記者会見を行っている。
- 庁外活動は、政府の地域主権戦略会議のメンバーであることや、全国知事会や関西広域連合の委員等として出席し発言をしている。問題の本質を見抜き、システム自体の改革等を提言するなど、内容は高度であり、準備時間も相当要している。
- その他、危機管理の観点では昼夜、時間を問わず、関係幹部職員と連絡を取り合い、指示をしている。また、幹部職員等に対し、メールで指示されることも多い。国会議員や政府関係者等との電話対応もある。
- 知事の職務については、強靱な体力と精神力のもと、公選職であるが故の難易度の高い調整や判断がある。要する時間についても、休日、時間外を問わず、昼食時間も十分に取れないし、危機管理についても常に神経を尖らせ続けるといった状況。
- 副知事業務の全般としては、知事の特別の信任を得て、議会の同意を得た特別職であり、部局を超えた高度あるいは横断的なもの、行政のボトムアップでくるものなどについての事務方としての最終的な判断者である。一方、知事に最も近い職責者として、知事の補佐役の重責を担っている。大きくは知事の一步手前の位置での判断権者である。
- 議会関係では、公選職でない事務方トップとして本会議や委員会での前段での各会派や議員との高度な調整を行っている。
- 庁内活動のうち部局との打ち合わせについては、知事に判断を仰ぐ直前の段階での判断を行うことから、相当の内容・ボリュームがある。
- 庁外活動で特徴的なのは、知事に出席要請のある行事が膨大であり、かなりの部分について3人の副知事で代理出席している。
- その他では、3人のうち1名が防災危機管理担当ということで、府庁近隣の宿舎に待機している。他の2名の副知事も休日などには輪番で対応している。
- 副知事の業務については、知事に代わる実質判断者となる場合や、特別職として、難易度の極めて高い判断を行っている。対応時間について、休日、時間外を問わない点は知事とほぼ同様である。危機管理では、最前線を担っている。

（総山副知事との意見交換）

- 知事、副知事の職務は激務であるという、率直な印象を受けた。
- 一般職と特別職の大きな違いとは。
 - 一般職は地公法の枠の中で身分が守られていて、法律、条例等に基づく価値観や判断をしていく。特別職は、知事の信任を失うと職を失うという中で、知事と一体になり動く。部長の枠を超えるものや部局間での連携が必要な場合、副知事として知事に上げる前に一定の方向性を出すことになる。

- 教育長と現在との際立った相違点は。
 - 教育長は地教行法に基づいて、大阪の教育行政のトップであり、5万人の教員が日々、小・中・高で80万人の子どもたちを教えている。80万人の子どもが登校し、教育を受け、無事に帰宅するということが教育長としての実感として責任の重さがあった。副知事は、そこまでの実感はないが、福祉部や健康医療部、総務部などを担当しており、それぞれの部長の統括のもとに、各部局での課題があった場合、知事の補佐役として、行政としての役割をきちんと果たせるようにしていくことが副知事の役割ではないか。
- 日常業務の観点で、副知事に就任されてからどのような違いがあったか。
 - 教育長は、直接、課長を所管するので、課長と直接議論をして方向性を決めたり、あるいは教育委員会議にかけていく、教育分野での第一線での指揮官。副知事は、部局長が間にいるので、部局長を通じた担当課長との関係であり、全て部局長との議論や、担当課長が上げていく中で方向性を決めていくということで、副知事の方が少し間接的にはなる。
- 現在のポジションで重視されている点は。
 - 少子高齢化の進展や景況感が非常に厳しい中で、財政状況をどう展開するのかということと、虐待に対する対応、病院建て替えをいかに円滑に進めていくこと等が重要と考えている。
- 府の財政状況についての今後の見通しは。
 - 平成20年度に大阪維新プログラムを策定し、単年度で1,000億円単位での見直しに着手したので、何とか収入の範囲内で予算が組めるという状況。依然平成28年度までは、170～490億単位で施策の選択と集中をしていかないと、単年度で均衡した予算は実現できない。次のピークは、平成34～36年ぐらいであり、この時期を過ぎせば、府の財政状況も見通しが立つのでは。
- その見方は甘いのではないかという指摘もあると思うが。
 - あると思う。今後の財政収支の見通しの議論をした際に、東日本大震災の状況はビルトインできていないので、その部分を受けてどうなるか議論し始めているところであり、もう少し厳しめで見積もる必要があるのかも知れない。
- 東日本大震災を受け、府としてどのような対応を考えているのか。
 - 国全体で中央防災会議という仕組みがあり、そこで予測した3連動地震が発生した場合、どうなるかについて、過去のものはあるが、東日本大震災を受けて、見直しを進めている。見直しが終わるまで当面の間、津波予測については、大阪湾で最も高潮の時が2.1m、そこに津波が来た場合、津波高が2.4mとなっており合計4.5mというのが今の状態。当面、2.4mが倍になり、大阪湾に6.9mの津波が来た場合どうなるかという議論をしている。中央防災会議の結論が出るまでは減災ということで、とにかく高所へ逃げてくださいという事を府民に伝えていく。
- 知事、副知事の退職手当について。知事から、一般職から特別職になった場合、その時点で退職手当が出る。また、特別職を退職したら、その段階で退職手当が出るということがどうなのか。また、任期が複数にわたる場合には、その任期毎に退職手当が出るという仕組みについてどうお考えか。

→副知事になる場合には、一般職からなる場合も民間から登用される場合もある。また、知事は、最近の例では外部から来られることが多い。こうしたことから、一般職の部分と特別職になってからの部分は区分すべき。一般職の部分はその時点で一旦、精算しておく。民間からの登用であれば、当然、一旦精算になる。そこから先の知事、副知事の退職手当をどう考えるかだが、知事になると家族を巻き込んでプライバシーがないような状況もあり、報酬、退職手当を問わず知事にふさわしい措置をすべきでは。

- 一般的に退職金は、賃金の後払い説が法的には有力であるが、今の感覚でいうと、報酬の後払い的な手当という認識か。
 - 報酬の後払いという性格は低いように思う。それよりも、当該職務に対するケア（報償的性格）であり、4年間ご苦労さま的な感じでは。
- 三重県では、知事に退職手当を支給しないという条例が出たが、これについては。
 - その時々政治動向によるところが大きいと思う。我々は、堂々と仕事をすればいいと思う。その仕事に対する給料として適切な額を支払えばいいと思う。
- 他の府県でも財政が厳しい場合、一般職も含めカットしている。民間であれば、回復するまでは、金銭的報酬はゼロということもある。特別職は思い切ったカットをしないと府民に見えないのでは。
 - 維新プログラムに基づき、職員の給料カットをしており、知事が30%、副知事が20%、部長が14%カット等をしている。職員の給与水準は全国で最も低いレベル。
- 厳しい財政状況下での退職手当だが、全廃とまでは言わなくても半分というように思い切ったことをすべきでは。
 - こうした財政状況であるので、副知事についても当分の間、8割しか支給しないということにしており、財政状況を踏まえたカットになっている。一定のロツトは、職に伴う報酬として保障されるべきであり、財政が厳しいからゼロだと言うのは生活給的な要素も含まれているので、そこは担保していただくべきもの。一定の職責に基づいて仕事をしているので、当然の部分として位置づけられるべきものであり、その価値観は審議会なり、議会なり、府民が判断するものでは。
 - 決してボランティアでやっている訳ではない。一番気にしているのは、将来の人材が育たないこと。我々はともかく、後輩たちにきちんとしたケアをしていかないと、人材確保につながらなく将来的に大きなロスにならないか心配。
- 日本でも各自治体で基本条例を作っているが、どこもほとんど形式的には同じ。米国のローカルチャーターの憲章みたいなものの模倣版。ほとんど事務的なことしか書かれていない。大阪府の場合、知事、副知事、議員などの報酬についてもこうした基本条例に書いて、府民や全国にPRする。基本条例にも、金銭対価的なものを記載すべきと考えるがいかがか。
 - 日本の制度上、基本条例という名称であれ条例という名称であれ、憲法上の条例という意味では違いはない。基本条例か条例という名称は別として、今は、知事等の特別職の報酬等については条例で額として書かれているので、目的としては達せられているのでは。

○本日のヒアリング（意見交換）について

（意見交換要旨）

- 昼食をとる暇もないというのは、身につまされる思い。
- 激務とは聞いていたが、5分単位、10分単位でスケジュールが入っているということがよく分かった。府のリーダーとして、指導者として、厳しい時には行政委員会の何倍もの対応が必要だと思った。
- 10分、15分で話を聞いて、内容が分かるのだろうか。深く理解するためには、30分なり1時間は必要ではないか。
- 退職手当が話題になったが、退職手当よりも期末手当、議員も含め、特別職の期末手当がどうなのかなと思う。民間と比較してどうかという話もあったが、税金で成り立っている報酬の中で、期末手当が出ていることがどうなのか。ゼロベースから考えるということであれば、年でいくらということを考えてもいいのでは。
- 賞与については、賃金後払い説と利益分配説の2つの意見があるが、行政としてどちらをとるのかということが一番大きな問題だと思う。行政は利益分配説では考えられない。ただ、賃金総額を下げるという観点で賞与を下げるというのはいいと思う。賞与だけを下げるのか、賃金全体を下げるのか。
- 個別で見るべきか、トータルで見るべきか決めかねている。
- 職務給の延長の中で、期末手当や退職手当をどう整合し理解するかというのが論点。
- 副知事の話の中で、後進の育成との関係で、とにかく安ければいいのはどうかという意見があったが。
- 知事と副知事の役割が特別職と言いつつも、少し違うのかなと思った。第1回審議会に知事が出席し、経営感覚のない人は知事になるべきではないとおっしゃっていたことから考えると、副知事のニュアンスが違うのかな。一定の報酬は担保しなければならないのでは。
- 一般論でいうと、不景気になればなるほど公務員への希望は増える。民間と比較すれば公務員は常に安定した職業。優秀な人材が逃げるとは思わない。お昼ご飯を食べられないというのは、民間では大半そのような厳しい状況にあり、現実によくあること。
- 給料本体は生活もあるので、ある程度見るべきであるが、期末手当で調整すればいいのでは。厳しい財政状況であるなら、状況に応じて期末手当を減らすべきでは。
- 実績のない人は、知事や市長になるべきではない。欧米では特別職に対して、期末手当や退職手当みたいなものはない。退職手当は廃止すべき。
- 過激な意見になるかも知れないが、財政状態が悪いので給料やボーナスをカットするといいい後任の人材が育たないという発言に違和感を覚えた。府の財政状況が悪いのに、給料を変動させずに人材が集まるというその感覚がどうなのかなと思う。府の財政状況が悪いので少しでも好転させ、給料を上げたいという人に府の公務員になっていただきたいと思う。

○議員報酬についての意見交換（資料番号7～8）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- 政務調査についても含めて議論しようということが前回の結論。また、議員についても期末手当を含め、年俸で考えるべきでは。
- 議員報酬や政務調査費をカットしていると言っても、期末手当はカットしていない。民間感覚からは解せない。報酬の何月分という決め方であれば、普通は、期末手当も減らして当然では。
- 日本の場合、選挙にお金がかかることが問題では。
- 日本の議員が忙しいというが、その大半が選挙活動的なもの。総務省の統計では、条例の提出権者の95%は首長提案であり、大半は無修正で可決されている。同じ二元主義の米国では2～3割であり、議会や議員としての本来の機能が見えない。
- 政務調査費が使いにくいという話があった。使える範囲が年々厳しくなっていて、自己負担しないと全額使えないとのこと。使い方はどのようになっているのか。
→運用についてお聞きしており、事務所費や人件費が大きなウエイトを占めるようだが、政務活動に使った部分にしか認めないとなっている。現実的に政務調査とそれ以外に分けるのが困難なことから、運用上、1/2や1/3と決めているとのこと。
- NPO法人の理事長をやっていて、府などから補助金をいただいているが、公金で何か事業をする際には、一定、手弁当になる部分は当然ある訳で、使いにくいということではなく、それが普通では。
- 大阪市の議員に聞いたところ、議員報酬の中でスタッフを雇うのは無理で、ボランティア的に活動していただかないと難しいようだ。高くする必要はないが、年俸制として考えるのも手では。
- 感想としては、力説すればするほど、地元活動というか自身の選挙区の様々な課題を解決するということが、仕事の主眼だと思えた。今の地方自治を担うトップクラスの議員でさえ、これが現実なんだなと感じた。新たな地方自治をやるという高い志でもってされている活動についてあまり聞けなくて残念であり、地元の細かな課題や苦情を処理されているのだなと実感として分かった。これで、新たな地方自治の夜明けが来るのかなと思った。
- 6月30日に大阪市議会が政調費を初めて全面公開したようだが、府議会は。
→先んじてやっている。
- 都道府県議長会の資料で議員の本業内訳について、府から提出していないから総務省の統計に載っていないが、何故、大阪府は出さないのか。
→議長会で取りまとめて回答されているようだが、最新の平成22年7月1日時点での資料では、大阪府のほかいくつかの県でも回答されていない。個人情報ということもあり、出さなくなっているようだ。
- 兼職を認めない会派もある中で報酬をどのように考えていくかだと思う。
- コスト高を防ぐ観点から、専門でない議員を増やしていくべき。
- 政務調査費は、本当に必要なものであれば計上すべき。政務調査費を渡すかわりに議会事務局の調査スタッフを手厚くすべき。

- 事務局機能の充実は理想論である。現状は、人事権の課題があり難しいとのことだったが、議会事務局で採用する方が、より優秀なスタッフが集まるのでは。
 - 国立国会図書館ができたのは、国会議員の政務調査のためのスタッフとしてできたもの。与野党の要望に応じて調査している。
 - 議会事務局でそうしたものを作る前段階として、会派でスタッフを何人か抱えることで、一人の負担というのは減ると思う。
 - そうしたものを作ると、議員が勉強しなく恐れもあるのでは。
 - 会派でスタッフを雇うというように、自らの報酬でどのようにしていくかは、議員の先生方が考えることであり、我々がどうこう言うべきものではない。
 - 最後はやはり選挙制度に行きつくのではないか。
 - 政務調査費については、取り上げるということで、今後、議論いただきたい。
- 次回会議は、7月28日（木）午後3時からの予定。
（民間役員報酬の状況や一般職の状況などをもとに複数案を提示し議論する。）